

後期高齢者医療 被保険者証と保険料決定通知書を送付

被保険者証を送付

後期高齢者医療の被保険者の皆さんに、7月中旬に被保険者証(うぐいす色)を送付します。

保険料の決定と支払い方法

平成28年度保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。保険料は均等割額と所得割額の合計額で、被保険者一人ひとりに納めていただきます。所得の低い人については保険料の軽減措置【表1】があります。

【保険料の算定方法】

保険料 (限度額 57万円)	
均等割額	所得割額
(被保険者1人当たり)	総所得金額等 - 基礎控除額 (33万円) × 9.61%
48,220円	

■均等割額の軽減
世帯(被保険者全員と世帯主)の所得に応じて、均等割額が軽減されます。

【表1】

軽減割合	軽減の要件
9割 ※1	8.5割軽減に該当する世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない
8.5割 ※1	世帯の総所得金額等の合計額が33万円以下
5割	世帯の総所得金額等の合計額が、(33万円+26.5万円×被保険者数)以下
2割	世帯の総所得金額等の合計額が、(33万円+48万円×被保険者数)以下

※1 本来は、7割軽減ですが、特例措置により平成28年度も9割または8.5割軽減になります。

■所得割額の軽減
総所得金額から33万円を引いた金額が58万円以下の人に、特例措置により平成28年度も、所得割額が5割軽減されます。

■1カ月の自己負担限度額 【表2】

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%(*2) [44,400円](*3)
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円
	低所得Ⅰ	15,000円

※2 「+1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を加算

※3 [44,400円]は後期高齢者医療制度において、過去12カ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合の4回目以降の額

※所得区分
・現役並み所得者…窓口負担割合が3割の人
・一般…窓口負担割合が1割で住民税課税世帯の人
・低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の人
・低所得Ⅰ…世帯全員が住民税非課税で、かつ所得(必要経費等控除後)が0円の人

▽軽減要件
①世帯内の被保険者が1人の場合、収入金額が38.3万円未満。
②世帯内の被保険者が2人以上の場合、収入金額の合計が52.0万円未満。
③世帯内の被保険者が1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、それらの収入金額の合計が52.0万円未満。
▽申請に必要なもの 被保険者証、個人番号カードまたは他の個人番号確認書類、本人確認書類または本人の委任状、収入額が確認できる書類(源泉徴収票、確定申告書の写し等)、印かん

▽普通徴収の場合は納期は7月から翌年3月までの9回払いで、口座振替または金融機関等に直接、納めてください。

▽特別徴収の場合は4月・6月・8月は前々年の所得で計算した保険料(仮算定)を天引きし、10月・12月・2月で前年所得に基づいて年間分を計算し

後期高齢者医療制度に加入するまで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった人で、保険料を負担していなかった人については、保険料の所得割額はかからず、均等割額も、本来は5割軽減です

後期高齢者医療制度に加入するまで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった人で、保険料を負担していなかった人については、保険料の所得割額はかからず、均等割額も、本来は5割軽減です

高額になったとき
1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合は、自己負担限度額を超える部分が、高額療養費として支給されます。【表2】ただし、差額ベッド代など、保険診療外のものは対象になりません。該当する人は、初回のみ口座登録のための申請書を送付します。

人の特例
被扶養者であった人の特例
後期高齢者医療制度に加入するまで会社の健康保険や協会けんぽ、共済組合の被扶養者であった人で、保険料を負担していなかった人については、保険料の所得割額はかからず、均等割額も、本来は5割軽減です

窓口で支払う医療費
後期高齢者医療制度ですが、申請により口座振替による納付を選択できます。詳しくは、お問い合わせください。

医療費が
重度心身障害老人健康管理事業のシールについても引き続き該当する人に郵送します。

が、平成28年度も特例措置により、9割軽減されます。国民健康保険や国民健康保険組合の加入者は該当しません。

窓口で支払う医療費
後期高齢者医療制度ですが、申請により口座振替による納付を選択できます。詳しくは、お問い合わせください。

現在交付している受給者証の有効期限が7月31日で切れるため、引き続き該当する人には、市から7月未だに新しい受給者証を郵送します。8月以降、医療機関での受診時には、新しい受給者証を使用してください。

福祉医療

8月からの新受給者証を送付

老人医療(満65歳~69歳)、ひとり親家庭医療、重度障害者(児)医療の福祉医療費受給者証は、8月1日から翌年7月31日までの1年間をひと区切り(年度)として交付しています。

現在交付している受給者証の有効期限が7月31日で切れるため、引き続き該当する人には、市から7月未だに新しい受給者証を郵送します。8月以降、医療機関での受診時には、新しい受給者証を使用してください。

所得制限額
所得制限等で、平成27年度は福祉医療、重度心身障害老人健康管理事業に非該当だった人で、平成27年中の所得が減少した等で、8月以降に新たに該当する人は、受給者証交付申請書の提出が必要です。

区分	扶養人数	扶養人数				
		0人	1人	2人	以降1人につき	
老人医療	昭和25年8月1日以前生まれ	本人	159万5千円以下	197万5千円以下	235万5千円以下	38万円加算
		扶養義務者	628万7千円未満	653万6千円未満	674万9千円未満	21万3千円加算
		世帯全員が所得税非課税				
昭和25年8月2日以降生まれ		世帯全員が所得税非課税				
障害者医療・重度心身障害老人健康管理事業	本人	360万4千円以下	398万4千円以下	436万4千円以下	38万円加算	
		扶養義務者	628万7千円未満	653万6千円未満	674万9千円未満	21万3千円加算
ひとり親家庭医療	本人および同居の扶養義務者	236万円未満	274万円未満	312万円未満	38万円加算	

※上記の額は、平成27年中の所得から本人控除(障害者控除等)や社会保険料控除を差し引いた額です。

老人医療負担金 貸付金のお知らせ

市では、市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に、入院時の医療費の自己負担分の貸し付けを行っています。貸し付けには、所得・世帯状況等の要件があります。詳細は、お問い合わせください。